

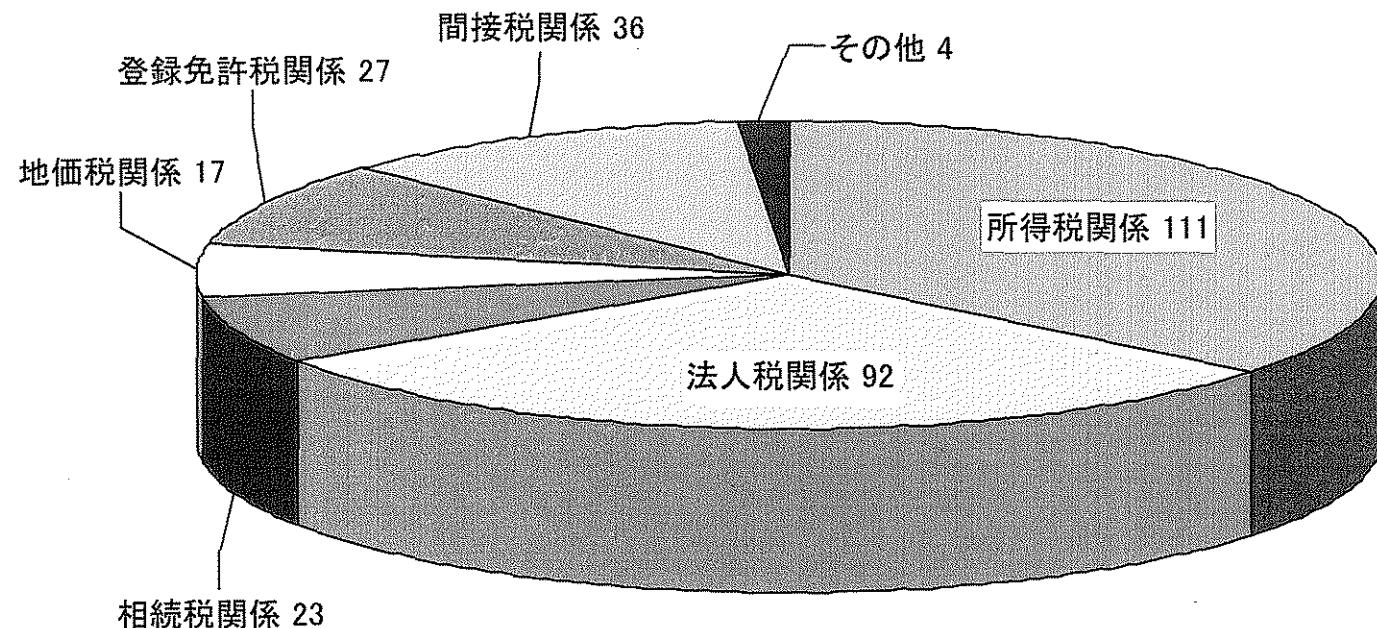
說 明 資 料

財務省主税局

一目 次一

・ 租税特別措置法による特例措置(310項目)の概要	1
・ 租税特別措置法に定める特例措置の主な類型	2
・ 租税特別措置法の規定による特例に係る増減収見込額	3
・ 租税特別措置法の規定による特例措置の増減収見込額（主なもの）	4
・ 平成22年度税制改正大綱（抄）	5
・ 租税特別措置の見直しに関する基本方針	6
・ 政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト」）	7
・ 平成22年度税制改正における租税特別措置の見直し(案)	8
・ 平成22年度税制改正大綱（抄）	9
・ 租特透明化法案について	10
・ 法人税関係特別措置に関する適用の実態把握の流れ(イメージ)	11

租税特別措置法による特例措置(310項目)の概要[平成22年1月1日現在]



(注) 項目数は、基本的に条ごとに1項目とカウントし、個人と法人に共通の措置は1項目として、主として想定される適用対象者に応じて、所得税関係又は法人税関係のいずれかでカウントする等の考え方で整理したもの。なお、地価税は現在課税が停止されている。

租税特別措置法に定める特例措置の主な類型

類型	代表例
<p>A 課税の免除や繰延べなど税負担の軽減等を図るもの</p>	<p>【法人税関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(研究開発税制) ・ エネルギー需給構造改革推進投資促進税制 ・ 中小企業投資促進税制 等 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(住宅ローン減税) ・ 住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例 ・ 非上場株式等についての相続税の納税猶予(事業承継税制) ・ 住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減 ・ 石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等(ナフサ免税) ・ 自動車重量税の免税等(エコカ一減税) 等
<p>B 本則に定める原則と異なる課税方式を定めるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利子所得の分離課税(源泉分離課税) ・ 株式等に係る譲渡所得等の課税の特例(申告分離課税) ・ 土地等に係る長期譲渡所得の課税の特例(申告分離課税) 等
<p>C 租税回避の防止や課税の適正化を図るもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国外関連者との取引に係る課税の特例(移転価格税制) ・ 内国法人等に係る特定外国子会社等の課税対象金額の益金算入(外国子会社合算税制) ・ 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例(過少資本税制) 等
<p>D その他 ・ 徴収方法の特例 ・ 手續の特例 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内国法人等に対して支払う利子所得等に係る支払調書の特例 ・ 特別償却等に関する複数の規定の不適用 ・ 公益法人等の損益計算書等の提出 等

租税特別措置法の規定による特例に係る増減収見込額[平成21年度:平年度ベース]

(単位:億円程度)

	減収見込額	增收見込額	差引計
所得税関係	▲ 15,820	—	▲ 15,820
法人税関係	▲ 11,380	+ 3,310	▲ 8,070
その他	▲ 46,310	+ 18,990	▲ 27,320
合計	▲ 73,510	+ 22,300	▲ 51,210

(注1)上記は、租税特別措置法の規定による特例について、平成21年度に適用される措置に基づく増減収見込額(平年度ベース)を試算したものである。なお、①データ上の制約など増減収額を見込むことが困難であるもの、②増減収額が僅少(10億円未満)であると見込まれるもの、③制度の内容から増減収額は生じないと考えられるものは、含まれていない。

(注2)個人、法人で共通の措置については、主として想定される適用対象者に応じて、所得税関係、法人税関係のいずれかに計上している。

租税特別措置法の規定による特例措置の増減収見込額(主なもの) [平成21年度:平年度ベース]

(単位:億円程度)

【法人税関係】

- 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（研究開発税制） ▲ 2,540
- 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（中小企業投資促進税制） ▲ 2,500
- エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（エネルギー需給構造改革推進投資促進税制） ▲ 1,220
- 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止 ▲ 1,170
- 中小企業者等の法人税率の特例 ▲ 1,100
- 情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（情報基盤強化税制） ▲ 700
- 事業革新設備等の特別償却 ▲ 550

【所得税関係】

- 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（住宅ローン減税） ▲ 8,560
- 確定申告を要しない配当所得 ▲ 3,200
- 公的年金等控除の最低控除額等の特例 ▲ 1,710
- 青色申告特別控除 ▲ 600

【その他】

- 石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等（ナフサ免税） ▲ 35,940
- 地価税の課税の停止 ▲ 2,020
- 土地の売買による所有権の移転登記等の税率の軽減 ▲ 1,220
- 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例 ▲ 1,090
- 住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例 ▲ 1,050
- 自動車重量税の免税等（エコカー減税） ▲ 1,020
- 農地等についての相続税の納税猶予等 ▲ 570
- 引取りに係る石油製品等の免税 ▲ 510
- 引取りに係る特定石炭の免税 ▲ 510

【增收項目】

- 揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例 + 13,570
- 自動車重量税率の特例 + 5,420
- 交際費等の損金不算入 + 3,310

(注) 増減収見込額は参・予算委員会資料「租税特別措置法の規定による増減収額試算」（平成21年7月）に基づく。

平成22年度税制改正大綱(抄)(平成21年12月22日閣議決定)

第2章 新しい税制改正の仕組み

2. 「ふるい」、租特透明化法（仮称）

（1）「ふるい」による租税特別措置の抜本的な見直し

税制の中には、「租税特別措置」と呼ばれるものがあります。租税特別措置には様々なものがありますが、その多くが特定の者の税負担を軽減することなどにより産業政策等の特定の政策目的の実現に向けて経済活動を誘導する手段となっています。他方、こうした租税特別措置は、「公平・透明・納得」の原則から見れば、税負担の公平の原則の例外であり、これが正当化されるためには、その適用の実態や効果が透明で分かりやすく、納税者が納得できるものでなくてはなりません。しかし、現状では、適用実態がはっきりしないものや、適用件数が非常に少ないもの、導入から相当期間が経過し役割を終えているもの、特定の業界や一部の企業のみが恩恵を受けていると思われるものが散見されます。

税制における既得権益を一掃し、納税者の視点に立って公平で分かりやすい仕組みとするためには、租税特別措置をゼロベースから見直し、整理合理化を進めることができます。この見直しのための「ふるい」として、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」と「地方税における税負担軽減措置等の見直しに関する基本方針」を定めました（別紙1、2参照）。租税特別措置のうち、産業政策等の特定の政策目的により税負担の軽減等を行う「政策税制措置」は、現在、国税で241項目、地方税で286項目ありますが、これらの全てを「ふるい」にかけて、平成22年度税制改正から始まる今後4年間で抜本的に見直します。

（後略）

租税特別措置の見直しに関する基本方針（平成21年11月17日 租特PT報告）

見直しの対象

- (1) 租税特別措置の見直しは、租税特別措置法に規定された措置や特例等のうち、産業政策等の特定の政策目的により税負担の軽減等を行う措置（以下「政策税制措置」という。）に該当するものを対象とする。
- (2) 政策税制措置に該当するもの（現時点で241項目）の全てについて今後4年間で抜本的に見直す。各年の見直しの対象は、その年度末までに期限が到来する措置に、期限の定めのない措置等を隨時加えたものとすることを基本とする。

見直しの方針（「ふるい」）

租税特別措置の見直しに当たっては、公平・透明・納得の税制の構築と財源確保の要請を踏まえつつ、以下の方針により行うこととする。

- (1) 既存の政策税制措置のうち、期限の定めのある措置については、その期限到来時に廃止する（サンセット）。ただし、「指針」に照らして合理性、有効性及び相当性のすべてが明確に認められる措置に限り、その内容の厳格な絞込みを前提に、原則として3年以下の期限を付して存続させることを検討する。
なお、「指針」に照らして厳格な見直しを行った結果、実質的に同じ内容の措置を20年を超えて存続させることとなる場合には、原則として、期限の定めのない措置とすることを検討する。
- (2) 既存の政策税制措置のうち、期限の定めのない措置については、関連する措置を見直す場合等の適時に、「指針」に照らして、その適用状況や政策評価等を踏まえて存続の必要性を判断し、存続させる場合は、内容の厳格な見直しを行う。
なお、期限の定めのない措置のうち、もはや適用状況や政策評価等を踏まえた必要性を判断する必要がなく、かつ、課税の公平原則を逸脱するものではないと明確に認められるものについては、本則化の適否を検討する。
- (3) 政策税制措置を新設又は拡充する場合には、スクラップ・アンド・ビルトを基本とし、その費用対効果の見通しと検証可能性に留意しつつ、「指針」を踏まえてその緊要性を厳格に判断し、原則として、3年以下の期限を付すものとする。

政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト」）

- 背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか
 - 1. 法律に規定されるなど、所管官庁の政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられているか。
 - 2. 当初の政策目標が既に達成されていないか。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」が認められるか
 - 3. 適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないか。
 - 4. 政策評価法に基づく所管官庁の事後評価等において、税収減を是認するような有効性（費用対効果）が客観的に確認されているか。
- 補助金等他の政策手段と比して「相当性」が認められるか
 - 5. 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合に、適切かつ明確に役割分担がなされているか。
 - 6. 適用実態などからみて、その政策目的を達成するための政策手段として的確であり、かつ、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置となっているか。
- ※ 上記の「合理性」、「有効性」、「相当性」の検証に当たっては、存続期間が比較的長期にわたっている措置（10年超）や適用者数が比較的少ない措置（2桁台以下）等については、特に厳格に判断する。

平成22年度税制改正における租税特別措置の見直し(案)

310

租税特別措置法の規定による特例措置

(注)特例措置数は、平成21年6月26日までの公布法令に基づく。

241

政策税制措置

- ・租税回避防止措置
- ・手続の特例 等

82

見直し

本年度見直し対象措置

(内訳)

47

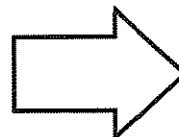
16

19

本年度末までの
期限到来措置

期限の定め
の無い措置

期限未到来措置等



	総計	廃止	縮減	計
見直し対象措置	82	12	29	41
期限到来措置	47	9	16	25
期限未到来 措置等	16	2	8	10
期限の定め の無い措置	19	1	5	6

平成22年度税制改正大綱(抄)(平成21年12月22日閣議決定)

第2章 新しい税制改正の仕組み

2. 「ふるい」、租特透明化法（仮称）

（2）租特透明化法（仮称）の制定等

租税特別措置の抜本的な見直しを進めるに当たり問題となるのが、現行の租税特別措置の中に、その適用実績の把握や効果の検証が十分なされていないものが少なからずあることです。租税特別措置は、特定の者に税負担の軽減という経済的な利益を与えるという意味で補助金と同じ機能を果たすものであり、外国では「租税歳出」とも呼ばれています。こうした租税特別措置がどのように利用され、どのような効果を生じているかは、補助金と併せて、透明でなければなりません。

このため、租税特別措置の適用実態を明らかにし、その効果を検証できる仕組みとして、来年の通常国会において「租特透明化法（仮称）」の制定を目指します。租特透明化法（仮称）では、法人税関係の租税特別措置について提出を求める「適用額明細書」を集計するなどの方法により租税特別措置の適用実態調査を行い、その結果を国会へ報告することなどを定めます（別紙3参照）。なお、法施行後の状況を踏まえ、国会への報告のあり方等について必要な見直しを検討します。

また、地方税における税負担軽減措置等についても、その適用実態の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進するため、地方税法において所要の措置を講じます。具体的には、地方税に関する統計資料等により地方税における税負担軽減措置等の適用実態を把握し、その結果を国会へ報告することなどを定めます（別紙4参照）。

租特透明化法案について

目的

租税特別措置について、その適用状況を透明化するとともに適切な見直しを推進し、国民が納得できる公平で透明な税制の確立に寄与する。

対象とする租税特別措置

租税特別措置法に規定する措置のうち、特定の行政目的の実現のために設けられたものとする。

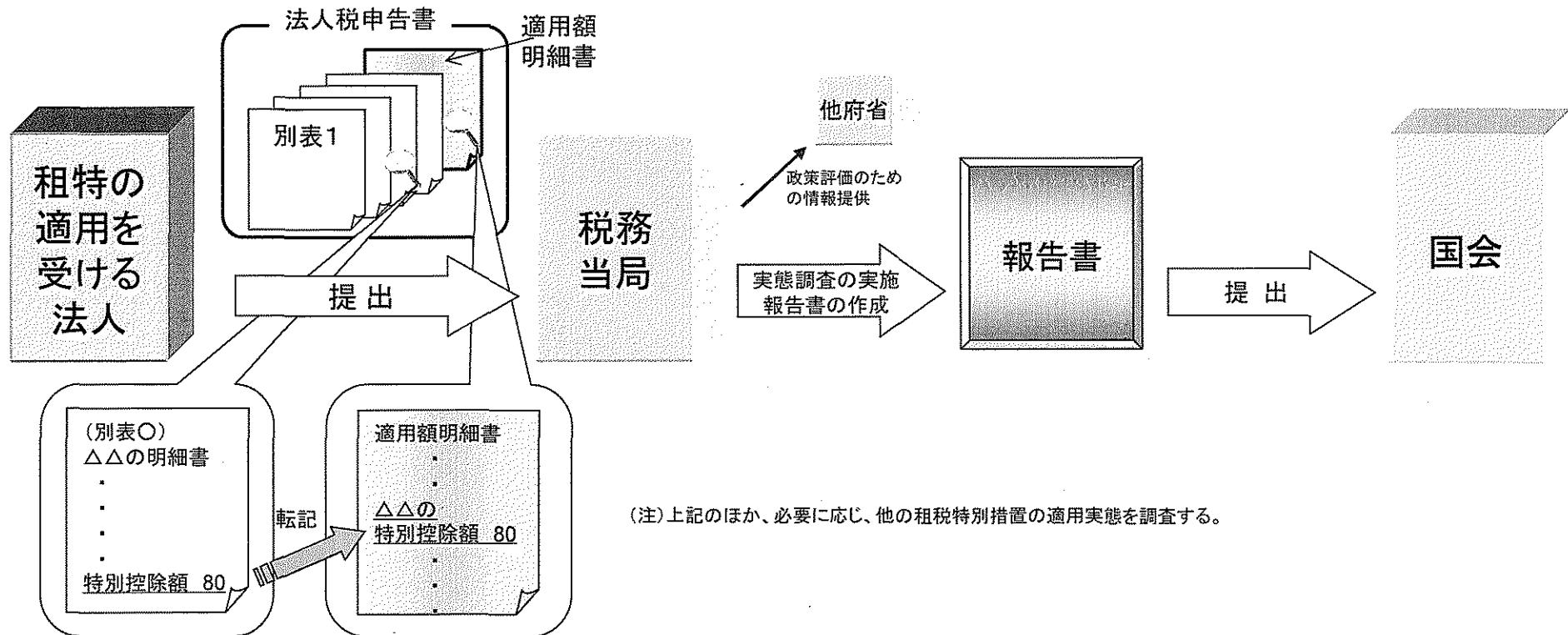
適用実態調査の実施等

- (1) 法人税関係特別措置（減収効果のあるもの）の適用を受ける法人は、適用額明細書を法人税申告書に添付しなければならない（平成23年4月1日以後終了する事業年度の申告から適用）。
- (2) 財務大臣は、法人税関係特別措置について、適用額明細書の記載事項を集計し、措置ごとの適用法人数、適用額の総額等を調査する。
- (3) 上記のほか、財務大臣は、租税特別措置の適用実態を調査する必要があるときは、税務署長に提出される調書等を利用できるほか、行政機関等に対し資料の提出及び説明を求めることができる。

報告書の作成と国会への提出等

- (1) 財務大臣は、毎会計年度、租税特別措置の適用状況等を記載した報告書を作成。内閣は、これを国会に提出する（翌年1月に開会される国会の常会に提出することを常例とする）。
- (2) 行政機関の長等は、政策評価を行うため、財務大臣に対し、適用実態調査により得られた情報の提供を求めることができる。

法人税関係特別措置に関する適用の実態把握の流れ(イメージ)



(注)上記のほか、必要に応じ、他の租税特別措置の適用実態を調査する。